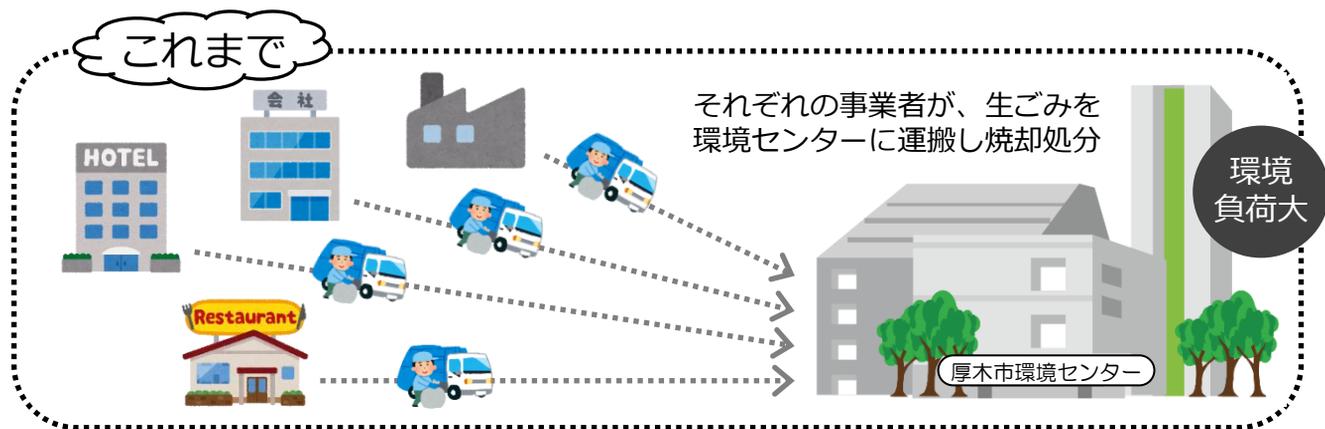


生ごみの資源化事業に参加する事業者を募集

市内事業者から排出される生ごみを市が収集し、リサイクル施設に運搬して資源化する「事業系食品廃棄物資源化事業」を令和4年10月から実施します。市では、ごみの排出量を削減するため、本事業に参加する事業者を募集します。



事業系食品廃棄物資源化事業(イメージ)

経費削減



市が事業者から生ごみを収集し、リサイクル施設に運搬



ごみ減量

事業者はリサイクル施設での処理経費のみ負担 (28円/kg)



CO2削減

業務改善

環境貢献



エネ創出

リサイクル施設でメタン発酵処理し、生ごみをバイオエネルギー化 (電力)

※詳細は裏面参照

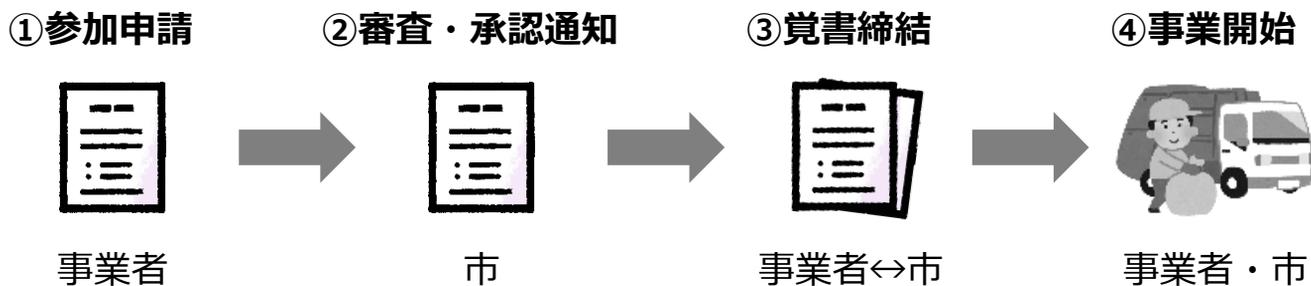
問い合わせ

厚木市 環境事業課 ☎046-225-2793

〒243-0807 厚木市金田1641-1 厚木市環境センター1階

厚木市事業系食品廃棄物資源化事業の概要

本事業への参加手続の主な流れは、以下のとおりです。



| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 以下の全てを満たす事業者 ①市内に事業所を有する者又は1年以上市内に居住し事業を営む個人 ②市税の滞納がない者 多量排出事業者(※)は、当該年度の廃棄物減量等計画書を提出していることが必要です。 ※年間36トン以上の一般廃棄物を排出している事業者(市条例に規定) |
|  | 食品リサイクル施設での処理経費(28円(税抜)/キログラム) ※収集する廃棄物は、食品廃棄物のみとします。 ※水切り後にポリ袋に入れ、動物等に荒らされないよう容器(蓋付ポリバケツ等)に入れて各事業所の指定場所に置いてください。 |
|  | ①食品廃棄物の収集・運搬 ※収集は、日曜、年末年始を除く指定日に収集します。 ※市の委託を受けた収集業者が事業者から食品廃棄物を収集し、リサイクル施設まで運搬します。 |
|  | 市は収集した食品廃棄物を、食品リサイクル施設に運搬して処理します。 |
|  | 令和9年3月末まで ※事業終了後、自立して食品リサイクル事業が実施できるよう市が後押しします。 |
|  | 本事業に参加するには、申請が必要です。 詳しくは、実施要綱をご覧ください。市にお問い合わせください。 |



食品廃棄物をバイオエネルギーに

～焼却から脱却し、カーボンニュートラルを目指す社会へ～